

登所・登園 許可証明書（千葉市版） R5.6 改訂

氏 名 _____

証明日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

下記の疾患で療養中のところ、現在軽快し、登所・登園してよいことを証明します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から療養開始

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から登所・登園可

| 該当疾患 に○ | 疾 患 名 | 登所・登園停止期間の基準 ※以下の基準に基づき、主治医が判断する。 |
|------------|------------------|--|
| | 麻疹（はしか） | 解熱後3日を経過するまで |
| | インフルエンザ | 発熱した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで |
| | 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快*後1日を経過するまで ※ 解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、咳等の呼吸器症状が改善傾向にあること |
| | 百日咳 | 特有な咳が消失するまで又は7日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | 流行性耳下腺炎 | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| | 風しん | 発疹が消失するまで |
| | 水 痘・帯状疱疹 | すべての発疹が痂皮化するまで |
| | 結核 | 医師により感染のおそれがないと認められるまで |
| | 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| | A 群溶連菌感染症 | 抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状が回復するまで |
| | 流行性角結膜炎 | 医師により感染のおそれがないと認められるまで |
| | RS ウイルス感染症 | 呼吸器症状が消失し、全身状態がよくなるまで |
| | 突発性発疹 | 解熱し機嫌が良く全身状態がよくなるまで |
| | 腸管出血性大腸菌感染症 | 医師により感染のおそれがないと認められるまで |
| | ウイルス性肝炎（A型） | 肝機能が正常になるまで |
| | 感染性胃腸炎 | 嘔吐・下痢症状が軽快し、普段の食事が摂れるようになるまで |
| | マイコプラズマ感染症 | 解熱し、激しい咳が治まるまで |
| | 伝染性紅斑（りんご病） | 発疹期には感染力がないため、全身状態のよい者は登所登園可 |
| | ヘルパンギーナ | 全身状態が安定しており、普段の食事が摂れるなら登所登園可 |
| | 手足口病 | 全身状態が安定しており、普段の食事が摂れるなら登所登園可 |
| | 伝染性膿痂疹 | 患部を覆えれば登所登園可 覆えない時は痂皮が脱落するまで |
| | その他の感染症（ _____ ） | |

※ 保育所・保育園生活での注意事項

（ _____ ）

医療機関名

医 師 名

（作成：千葉市医師会、千葉市子ども未来局幼保指導課）